

会計

在外子会社の会計処理の見直しは2項目

実務対応報告第18号の改正案、非公開会社の「のれん」などに限定

要約

➤ 実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の見直し項目は①米国会計基準（非公開会社）ののれんの会計処理、②「少数株主損益の会計処理」の削除。

企業会計基準委員会は中断していた実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の見直しに着手した。

今回見直しが行われるのは、①米国会計基準（非公開会社）のASU第2014-02号への対応（のれんの会計処理）、②「少数株主損益の会計処理」の修正項目を削除することの2点だ。修正国際基準の公開草案が公表されるなど、状況の変化がみられるため、必要最小限の項目に絞った格好だ。したがって、これまで検討していた「資産性金融商品のOCIオプションに関するノンリサイクリング処理」「金融負債の公正価値オプションにおけるノンリサイクリング処理」は今回の見直しの対象外となる。

見直し項目についてみると、米国会計基準については原則としてののれんは償却されないが、ASU第2014-02号によれば、非公開会社はのれんを償却する代替的な会計処理を選択できるようになっている。同会計基準は、2014年12月15日より後に開始

する事業年度及び2015年12月15日より後に開始される事業年度に含まれる期中期間に新しく認識したのれんに適用される（早期適用可能）。代替的な会計処理を選択する場合には、適用初年度の期首に存在するすべてののれんについても、将来に向かって適用され、償却処理することになる。したがって3月決算会社の場合には、2016年3月期の連結決算から同会計基準の強制適用により影響が生じることになる。

このため、実務対応報告第18号では、ASU第2014-02号の適用初年度の期首に存在するのれんについて、連結上の残存償却年数を継続するか、又は在外子会社におけるASU第2014-02号の代替的な会計処理に基づく償却年数を連結上でも用いるかどうかは企業の個々の状況に応じて会計処理を判断する旨の考え方を示す方向だ。

また、現行の実務対応報告第18号において修正項目となっている「少数株主損益の会計処理」については削除する。これは、平成25年9月13日公表の改正企業結合会計基準等により、IFRS及び米国会計基準と同様の取扱いが定められたからである。

適用は平成27年4月1日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表からとする（早期適用も可能）。また、遡及適用することの実務上の負担は大きくないと想定されるため、経過的な取扱いは定めない方向だ。